

(4)西城山小学校いじめ防止基本方針

<目的>

心身に重大な影響を及ぼすいじめから、学校・保護者・地域が一体になって児童を守り育むとともに、安心して生活し学ぶことができる学校づくりのため、いじめ防止に向けた取組を明らかにする。

<基本方針>

- 1 いじめは、どの子にもどの学校でも起こりうるものと捉え、学校教育全体を通して「いじめは人間として絶対に許されない。」という意識を持たせ、100%の解決を目指す。
- 2 いじめられている児童については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日ごろから示す。
- 3 子どもの小さな変化について、見逃さないようにする。
- 4 教職員の何気ない言動によって児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることは絶対にあってはならないことであり、日々の生活を通して児童との信頼関係を築く。

【めざす子ども像】

学び合う子 思いやりのある子 元気な子 きまりを守る子

いじめ防止対策委員会

※「いじめ防止対策委員会」とは、いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」をいう。

- 構成人員
 - ・校長(委員長)・教頭・教務・生活指導主任・養護教諭
 - ・人権教育担当・学年主任・該当学級担任
- 開催時期
 - ・定例の児童情報交換会・問題発生時

専門家・外部関係者

- 医療機関への相談要請
- 必要に応じて臨床心理士やS S Wの派遣の要請をする。

PTA・地域組織との連携

- 学級PTA懇談会
- PTA評議員会理事会
- PTA本部との情報交換
- 子どもを守るネットワークからの情報
- 育成協議会との情報交換
- 社会教育団体からの情報
- 学校評議員からの情報

関係機関との連携

- 教育委員会
- 警察
- 子育てサポート課
- 児童相談所
- 法務局
- 医療機関
- 民生委員
- こども相談センター

児童会

- 児童会において、自己指導能力の育成を目指した自主的な取組について示す。
- 縦割り遊びを通して、異学年の交流を深める。

(いじめの禁止) 第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。 ※いじめ防止対策推進法抜粋
(保護者の責務等) 第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

いじめ問題への取組

（学校及び学校の教職員の責務）第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

【いじめの防止】

- 1 校内指導体制の確立
- 2 心の教育推進と指導力の向上
- 3 人権意識と生命尊重の態度の育成
- 4 道徳的実践力を培う道徳教育の充実
- 5 子どもの自己肯定感の育成
- 6 子どもの自己指導力の育成
- 7 家庭・地域、関係機関との連携強化
- 8 学校基本方針の周知
- 9 インターネット・SNS等を通じて行われるいじめに対する対策の推進
- 10 学校基本方針による取組の評価

【いじめの早期発見】

- 1 全職員による観察・情報交換（職員連絡会時に随時開催）
- 2 定期的なアンケート調査（月1回）や個人面談（学期に1回）の実施
- 3 教育相談の体制
- 4 情報の収集
- 5 相談機関等の周知

【いじめに対する措置】 ※100%の解決を目指す

- 1 事実確認
- 2 組織的な対応
- 3 被害児童及びその保護者への支援
- 4 加害児童への指導又はその保護者への助言
- 5 集団への働きかけ
- 6 ネット上等のいじめの対応

【いじめ重大事態について】 ※詳細は「長崎市いじめ防止基本方針」参照

（1）調査を要する重大事態の例

①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

- ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合も教育委員会又は学校の判断で重大事態と認識する。

※土日を除いて7日間連続欠席が続く場合は市教委へ報告する。

③その他の場合

- ・児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合

※早期の支援を行うため、必要に応じて事実確認を行う。

※法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施する。

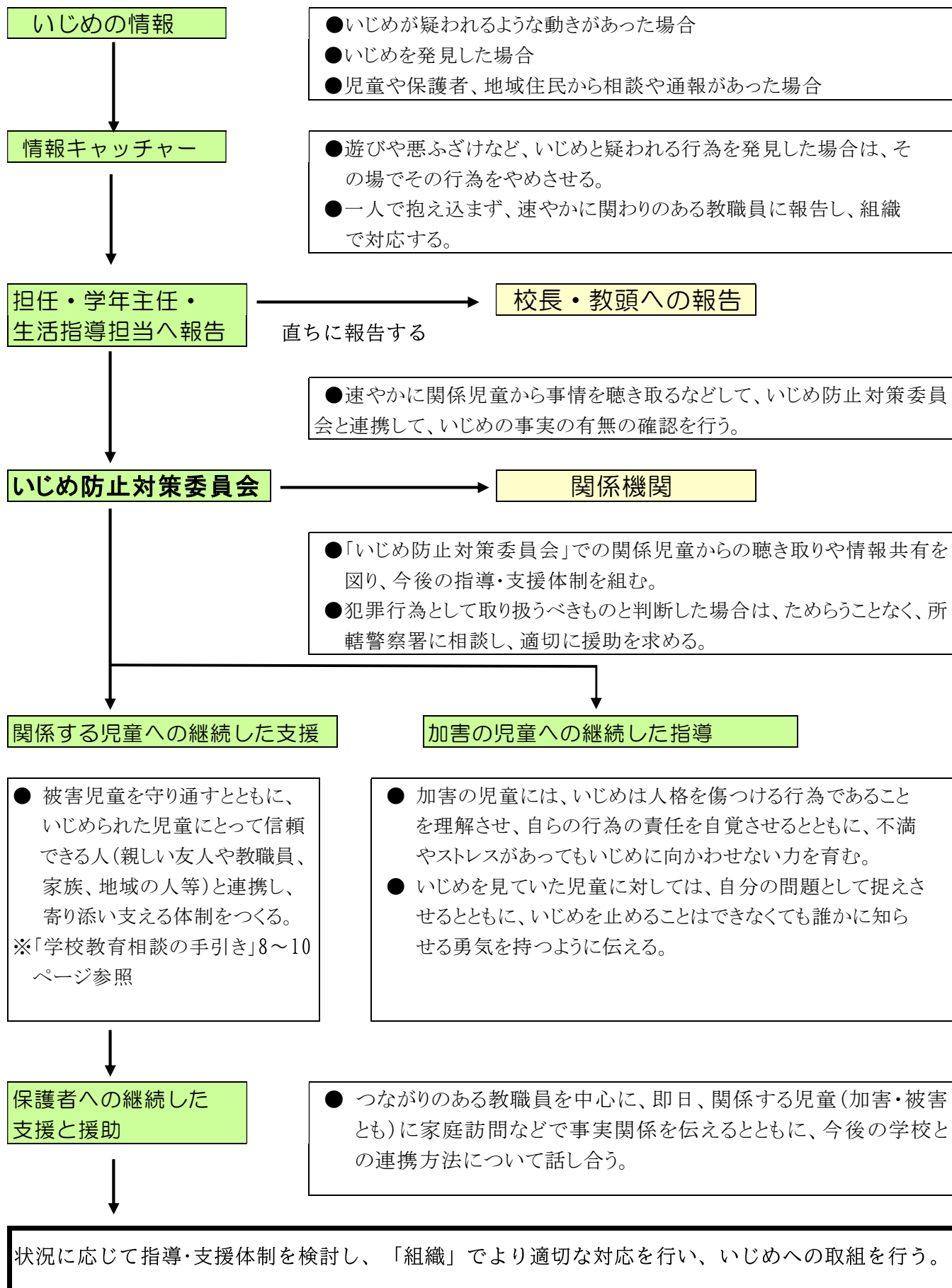
（2）重大事態の報告

- ・重大事態を認知した場合、直ちに発生の報告を行う。
- ・学校→教育委員会→市長

（3）調査を行う組織

- ・学校の「いじめ防止対策委員会」又は教育委員会の「いじめ問題調査チーム」において調査を行う。

いじめが発生した場合の対応



いじめのチェックリスト

<いじめられている子どもが発するサイン>

①からだや体調

- ・衣服が汚れていたり、破れていたりすることがよくある。
- ・傷やあざがあるのか、腕や足、首などの肌を隠そうとする。
- ・頭痛、腹痛、吐き気を訴え、保健室や職員室への出入りが頻繁である。

②しぐさや態度

- ・どこかおどおどしていて、おびえているように感じられる。
- ・元気がない、浮かない顔をしている。
- ・教師と視線を合わせようとしない。（教師の目を避けている）
- ・何事にも集中力がなくなって、ぼんやりしていることが多い。

③友達との関係

- ・周りの友達に異常なほど気を遣っているように見える。
- ・人の言いなりになっているように見える。
- ・今までつきあっていたグループから急に離れた。
- ・交友関係が急に変わった。
- ・いやなあだ名で呼ばれている。
- ・特定の子どもの席に座ろうとしない。ごみが散乱している。

④生活面

- ・文具、服、靴などが隠されたり、壊されたりしている。
- ・机やかばん、バッグの中が荒らされている。
- ・黒板、トイレなどに実名で落書きされている。
- ・納入金などを急に滞納しはじめた。
- ・学級写真の顔にいたずらされている。

<学校のチェックポイント>

- ①雰囲気・・・グループしか分からないあだ名で特定の子どものことを話している。
- ②登校時や朝の会・・・早退、遅刻、欠席が目立つ。
- ③授業時間・・・1人で遅れて教室に入ってくることが多い。特定の子どもが発表すると笑いや冷やかし、無視がある。よい発言をしても賞賛や評価が得られない。
- ④昼食時・・・給食を残しがちである。給食当番の場合、特定の子どもがさわった食器を触らない。
- ⑤休み時間・・・目の届きにくい場所からよく出てくる。友達とよくふざけあっているが表情が暗い。
- ⑥掃除活動・・・1人でしていることが多い。いつも後片付けをさせられている。
- ⑦放課後・・・友達というよりも教師と話したがる。

<家庭でのチェックポイント>

- ①服装・・・ポケットが破れていたり、ボタンが取れたり、服装が乱れている。
- ②持ち物・・・持ち物が頻繁になくなっている。持ち物に落書きされている。
- ③金銭・・・急に金遣いが荒くなり、お金をねだることが多くなる。金品をたびたび持ち出している。
- ④家庭学習・・・急に学習意欲がなくなる。
- ⑤態度やしぐさ・・・どこことなくおどおどしている。日曜・休日は機嫌がよい。
- ⑥からだや体調・・・体をかくし、みられるのをいやがる。
- ⑦友人関係・・・友達の話をしなくなる。外出しようとししない。

年間活動計画（研修計画も含む）

月	活動内容	月	活動内容
4月	○校内委員会 ○なかよしアンケート ○生活指導連絡会	10月	○なかよしアンケート ○生活指導連絡会 ○個人面談
5月	○なかよしアンケート ○生活指導連絡会	11月	○なかよしアンケート ○生活指導連絡会
6月	○教育週間 ○なかよしアンケート ○生活指導連絡会 ○個人面談	12月	○校内委員会 ○なかよしアンケート ○人権集会 ○生活指導連絡会
7月	○校内委員会 ○なかよしアンケート ○生活指導連絡会	1月	○校内委員会 ○なかよしアンケート ○生活指導連絡会 ○個人面談
8月	○平和集会	2月	○校内委員会 ○なかよしアンケート ○生活指導連絡会
9月	○校内委員会 ○なかよしアンケート ○生活指導連絡会	3月	○校内委員会 ○なかよしアンケート ○児童引継ぎ ○生活指導連絡会

長崎市・県の悩みの相談窓口一覧表

いじめ・不登校に関する相談	長崎市こども総合相談電話	095-822-8573、095-825-5624
	長崎市教育研究所相談室 soudan@nagasaki-city.ed.jp	0120-556-275
	長崎市こども相談センター	095-829-1122
	子育て支援相談電話 「e-kao」のホームページから相談フォームへ	095-825-5624 095-822-8573
	長崎市教育委員会	095-829-1195
こころの悩み	長崎いのちの電話	095-842-4343
	長崎こども・女性・障害者 支援センター精神保健福祉課	095-846-5132
	長崎県警本部ヤングテレホン	0120-786-714
非行相談	法務少年支援センターながさき	095-847-2460
児童虐待の相談や情報提供	長崎市子育てサポート課	095-829-1255
	長崎県児童相談所	095-844-6166